

## 危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について

平成15年5月20日  
閣議了解  
平成31年3月29日  
一部改正

「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定）に基づき、春秋叙勲とは別に行う危険業務従事者叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下同じ。）の受章者の選考は、次の手続によるものとする。

- 1 危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とし、毎年、4月29日及び11月3日に発令するものとする。
- 2 総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会委員長（以下「関係大臣」という。）は、著しく危険性の高い業務に精励した者のうちから、国家又は公共に対する功労のある55歳以上の者を選考し、毎回、危険業務従事者叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。
- 3 関係大臣が2により候補者を選考する場合において、その功労となる活動が日本国憲法の施行の日前で終わっている者及び昭和39年以降の春秋叙勲又は平成15年以降の危険業務従事者叙勲により勲章を既に受章している者については、原則としてその対象としないものとする。
- 4 2の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類提出は、4月発令の危険業務従事者叙勲にあつては前年の10月15日までに、11月発令の危険業務従事者叙勲にあつてはその年の4月15日までに行うものとする。ただし、平成15年11月に発令する危険業務従事者叙勲に係る書類提出は、平成15年5月30日までに行うものとする。
- 6 内閣総理大臣は2により推薦された候補者について審査を行い、危険業務従事者叙勲における勲章の授与について閣議の決定を求める。